

Ⅵ 事務手続きについて

1. 市民で支える小学校給食費の補助について

この制度は、次世代を担う子どもたちの成長を支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので（平成28年9月より実施）、長浜市で学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。



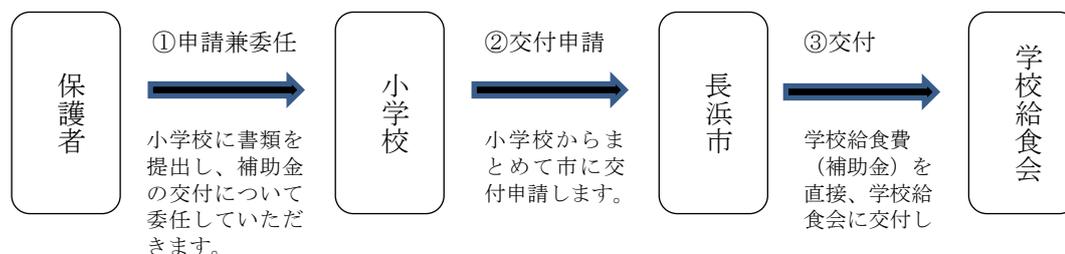
1. 補助対象者

小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市内に住所がある方
ただし、次の方は、補助の対象になりません。

- ・生活保護費を受給されている方
- ・就学援助費、特別支援就学奨励費を受給されている方
（給食費の支給分については、給食センターへ直接支払いになります。）
- ・在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない方
- ・学校給食費を滞納している場合
（滞納分の支払い方法については、ご相談ください。）

2. 補助のおおまかな流れ

長浜市から直接、学校給食会に学校給食実費分（補助金）を交付しますので、学校給食費を小学校に支払っていただく必要はありません。



3. 補助申請等の方法

1 学期始業時（または転入時）に配布します申請書類の申請書兼委任状（様式第1号）に必要事項を記入し、期限までに在籍する小学校へ提出してください。

生活保護や就学援助を受けられる方も申請中の場合は、申請書兼委任状を提出してください。（長浜市のホームページにも申請書類が掲載されています。）

- ・給食費は、学校給食の食材に関する経費として補助しています。調理に係る人件費や燃料費等は長浜市が支出しています。